

3 早期再就職支援等助成金

(3) 中途採用拡大コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の4及び第102条の5の規定に基づく早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0700 支給申請
0101 趣旨	0701 支給申請の期限
	0702 支給申請書等
0200 定義	0703 支給申請書の受理
0201 申請事業主	0800 支給要件の確認
0202 中途採用者	0801 支給対象者に確認することの確認
0203 中途採用率	0802 支給対象措置に該当することの確認
0204 雇用管理制度	0803 支給対象事業主に該当することの確認
0205 正規雇用労働者	認
0206 毎月決まって支払われる賃金	0900 支給決定
0207 ローカルベンチマーク	0901 支給決定通知
0208 給与等受給者一人当たりの平均受給額	0902 支給決定取消通知
0300 支給要件	0903 支給決定台帳への記入及び書類の保管
0301 支給対象者	1000 委任
0302 支給対象措置	1001 公共職業安定所長への業務の委任
0303 支給対象事業主	1100 附則
0304 中途採用計画	1101 施行期日
0400 支給額	1102 経過措置
0401 支給額	
0402 支給限度額等	
0500 中途採用計画届等の提出	
0501 中途採用計画届等の提出期限	
0502 中途採用計画届等	
0503 中途採用計画届等の受理	
0504 中途採用計画届等の変更・取下げ	
0600 中途採用計画届等の確認	
0601 支給対象事業主に該当することの確認	
認	

0602 中途採用計画の確認

0100 趣旨

0101 趣旨

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）（以下「中途採用拡大コース」という。）は、賃金上昇を伴う中途採用の拡大等を促進するため、中途採用者の人事評価、賃金、処遇等の制度を整備した上で、採用者に占める中途採用者の割合を拡大等するとともに、当該中途採用者の賃金を上昇させた事業主に対して助成を行うものである。

0200 定義

0201 申請事業主

本要領における「申請事業主」とは、中途採用拡大コースの支給を受けるため、支給申請を行う雇用保険適用事業所（以下「申請事業所」という。）の事業主をいう。

0202 中途採用者

本要領における「中途採用者」とは、申請事業主において、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第35条第2項に規定する新規学卒者又はこれに準ずる者（新規学卒者と同様の採用や採用後の研修・処遇の枠組みで採用された者）（以下「新規学卒者等」という。）以外で雇い入れられた者をいう。

0203 中途採用率

本要領における「中途採用率」とは、一定の期間内（0302へで定める期間内をいう。以下同じ。）において一般被保険者等（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）かつ期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者のうち中途採用者であって一般被保険者等かつ期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者の割合をいい、以下の計算式により算定する。

$$\frac{\text{一定の期間内に雇い入れた「中途採用者」数} \\ (\text{期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。})}{\text{一定の期間内に雇い入れた一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数} \\ (\text{期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。})} \times 100$$

なお、「パートタイム労働者」とは、雇用保険被保険者データにおける雇用形態が「3」（パートタイム）の者等、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

0204 雇用管理制度

本要領における「雇用管理制度」とは、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度（人事評価、賃金、昇格、異動、転勤等の仕組みをいう。）等について、書面等により従業員全体に広く周知された規則、規定等をいう。

0205 正規雇用労働者

本要領における「正規雇用労働者」とは、基本的には「いわゆる正規型の労働者」を指し、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるが、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格の有無）を総合的に勘案して判断される。

0206 毎月決まって支払われる賃金

イ 本要領における「毎月決まって支払われる賃金」とは、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当をいう（労働協約、就業規則又は労働契約において明示されているものに限る。）。

諸手当に含むか否かについては以下による。

(イ) 諸手当に含むもの。

a 労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

(ロ) 諸手当に含まないもの。

a 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等）

b 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

(ハ) 上記(イ)、(ロ)で挙げた手当以外の手当については、手当の名称に関わらず実態により判断するものとする。

ただし、諸手当に含むか否かについては、手当の名称にかかわらず実態により判断することとし、上記(イ)に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記(ロ)に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。

a 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する家族手当。

b 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する通勤手当。

c 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当。

ロ 試用期間中の毎月決まって支払われる賃金が、試用期間後の賃金よりも低く設定されている場合、試用期間終了後に初めて到来する試用期間後の労働条件による賃金支払い日の毎月決まって支払われる賃金を対象とすることができる。

ハ 対象者の賃金が時給や日給、出来高払い等でありその月ごとに賃金の変動する場合には、原則として、実際に支払われた賃金を比較すること。

ただし、毎月決まって支払われる賃金について、当該賃金の算定の対象となる期間の労働日数が著しく少ない等、比較を行うことが適切ではない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる諸手当（時

間外手当及び休日手当を除く。)を足し合わせ毎月決まって支払われる賃金を算出し、比較すること。

(イ) 労働日に通常支払われる賃金の額

該当月における時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額に、対象者の1日所定労働時間(雇用契約書や就業規則上で定められた時間)を乗じて得た額をいう。

ただし、時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額が明確に定められていない場合は、該当月において、労働基準法(昭和22年法律第49号)第37条第5項及び労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第21条の規定に基づき、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いて次により算定した額に、1日の「所定労働時間数」(雇用契約書や就業規則上で定められた時間)を乗じて得た額を、「労働日に通常支払われる賃金の額」とする。

a 時間によって定められた賃金

その金額

b 日によって定められた賃金

その金額を1日の所定労働時間数(日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均労働時間数)で除して得た金額

c 週によって定められた賃金

その金額を週における所定労働時間数(週によって所定労働時間数が異なる場合には、4週間における1週平均所定労働時間数)で除して得た金額

d 月によって定められた賃金(休日手当その他aからc及びeからgまでに掲げる賃金以外の賃金を含む。)

その金額を月における所定労働時間数(月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数)で除して得た金額

e 月、週以外の一定の期間によって定められた賃金

前各号に準じて算定した金額

f 出来高払い制その他の請負制によって定められた賃金

算定期間(賃金締切日がある場合には、賃金締切期間。以下同じ。)において出来高払い制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除して得た金額

g 前各号の賃金の2以上からなる賃金

その部分について前各号によってそれぞれ算定した金額の合計額

(ロ) 所定労働日数

該当月における雇用契約書や就業規則上で定められた所定労働日数をいう。

0207 ローカルベンチマーク

本要領における「ローカルベンチマーク」とは、経済産業省がインターネット上で提供する企業の経営状態の把握をするためのツールをいう。

0208 給与等受給者一人当たりの平均受給額

本要領における「給与等受給者一人当たりの平均受給額」とは、雇用保険被保険者一人当たりの年間の平均賃金額をいう。

0300 支給要件

0301 支給対象者

中途採用拡大コースの支給対象とする者（以下「支給対象者」という。）は、次のイ～ハのいずれにも該当する者（以下「対象中途採用者」という。）であって、計画期間中に雇い入れられた、次のニ及びホに該当する者とする。

イ 申請事業所において、中途採用者として雇い入れられる者であること。

ロ 一般被保険者等として雇い入れられる者であること。

ハ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられる者であること。

なお、期間の定めのある労働契約で雇い入れられる者、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に切り換えられる者及び紹介予定派遣後に雇い入れられる者はこれに該当しない。

ニ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣、請負又は委任により申請事業主の事業所において就労したことがない者であること。

ホ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、申請事業主との関係が次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する事業主に雇用されていた者でないこと。

(イ) 両者が親会社と子会社又はその逆の関係にあること（注：ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該「ある事業主」を「子会社」とする。）。

(ロ) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）が同一人物であること又は取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(ハ) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。

0302 支給対象措置

中途採用拡大コースは、次のイ～チを満たすことのほか、0303を満たす事業主に対して支給するものとする。

イ 対象中途採用者に適用される雇用管理制度を整備するための計画を策定し、計画期間中に当該制度を整備すること。

ロ 中途採用者の採用拡大の取組に係る0304を満たす計画（以下「中途採用計画」という。）を策定し、計画期間中に達成すること。

ハ 中途採用計画に関するものを含め、中途採用拡大コースの支給要件を満たすことの確認を求めるための各種申請書類を、支給対象者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出していること。

ニ 支給対象者を、支給申請日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇等（事業主からの申出（各支給対象期間の支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1ヶ月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの（以下「重責解雇に該当する離職」という。）を含む。）、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に退職勧奨等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである（以下0303ハにおいて同じ。）。

また、支給対象者を、支給申請日の翌日以降支給決定日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）をしていた場合は支給対象とならない。

ホ 計画期間中に、0301に該当する支給対象者を雇い入れること。

へ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。

ただし、(ロ)については、中途採用計画の期間が1年の場合に限る。

(イ) 計画期間中における中途採用率から、計画期間の初日の前日の1年前の日から当該前日（計画期間が6か月の場合は6か月が経過する日）までの期間における中途採用率を減じた値（以下「中途採用率拡大目標値」という。）を5ポイント以上とすること。

(ロ) 計画期間中における中途採用率が50%以上であること。

ト 支給対象者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であること。

チ 支給対象者について、雇入れ前に雇用されていた直近の事業所における離職前6か月のいずれかの賃金支払日に支払われた一の毎月決まって支払われる賃金（以下「雇入れ前の賃金」という。）と、当該支給対象者の雇入れ後（0206ロに該当する場合は、試用期間終了後。以下同じ。）、6か月間の全ての賃金支払日に支払われた毎月決まって支払われる賃金とを比較して5%以上上昇させていること。

ただし、毎月決まって支払われる賃金を上昇させた後、合理的な理由なく引き下げる場合及び合理的な理由なく賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合は賃金を上昇させているものとして認められない。

また、支給対象者の雇入れ前の賃金について、本人の同意が取れないこと等により0702ニ(ニ)のいずれの書類によっても把握することができない場合は、次によって算出した額（小数点以下切り上げ）を雇入れ前の賃金として用いることができることとする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{従事する職種と同種} \\ \text{の業務に従事する一般} \\ \text{労働者の賃金（時給）} \end{array} \right) \times (\text{都道府県別地域指数} \times 2) \times \frac{52 \times 40}{12}$$

- ※1 支給申請書提出日の属する年度に適用される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（厚生労働省職業安定局長通達「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「平均賃金通達」という。）別添2）のうち、支給対象者が従事する職種の「基準値に能力・経験調整指数を乗じた値」欄が「10年」の金額
- ※2 支給申請書提出日の属する年度に適用される「職業安定業務統計による地域指数」（平均賃金通達別添3）のうち、申請事業所が所在する都道府県における「都道府県別地域指数」の値

0303 支給対象事業主

中途採用拡大コースの支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、「第1 共通要領」0300を満たすことのほか、常時雇用する労働者の数が300人以内の事業主にあつては次のイ～ホ、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主にあつては次のイ～へのいずれにも該当する申請事業主とする。

- イ 支給対象者の雇入れ日から支給申請日までの間において、支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていること（支払期日を超えて支払っていない場合であっても、支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は支給対象となる。）。
- ロ 事業所において、次の(イ)～(ハ)の書類を整備、保管している事業主であること（船員法（昭和22年法律第100号）において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。）。
- (イ) 支給対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等（以下「出勤簿等」という。）の書類
- (ロ) 支給対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿（以下「賃金台帳又は船員報酬支払簿」という。）
- (ハ) 離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
- ハ 中途採用計画に係る0502の書類の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」という。）に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。
- ニ 基準期間に、雇用保険法第23条第1項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由（0302ニの重責解雇に該当する離職を除く。）により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数が、中途採用計画に係る0502の書類の提出日における雇用保険被保険者数に対して6%を超える事業主でないこと。
- なお、基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が3人以下で

ある場合にはこの限りでない。

ホ 計画期間の初日の前日から起算して1年前の日において、雇用保険適用事業所であること（当該1年前の日において、雇用保険被保険者が存在する事業所であること。）。

ヘ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）第27条の2第1項の規定により、中途採用により雇い入れられた者の割合を公表する義務を履行している事業主であること。

0304 中途採用計画

次のイからハまでのいずれにも該当する計画を定めるものであること。

なお、同一の事業所において、期間が重なる複数の中途採用計画を提出することはできない。

イ 対象中途採用者に適用される0204の雇用管理制度を整備するものであり、当該雇用管理制度（募集・採用を除く。）が新規学卒者等に適用される制度と同一のものであること。

ただし、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は要件を満たすものと取り扱う。

(イ) 対象中途採用者の採用時の職種が新規学卒者等が従事する職種と異なる場合

(ロ) 新規学卒者等に適用される雇用管理制度が複数ある場合であって、対象中途採用者に適用される雇用管理制度がそのいずれかと同一である場合（例えば、同一職種であっても、通常の社員と地域限定正社員で制度が異なる場合）

なお、計画期間の初日の前日以前に上記に該当する雇用管理制度が整備されている場合には、当該要件を満たすものと取り扱う。

ロ 計画期間における中途採用の拡大について、採用予定職種及び採用予定者数を計画していること。

ハ 中途採用計画の期間は、6か月又は1年とする。ただし、0302へ(ロ)を選択する場合は、中途採用計画の期間は1年に限る。

0400 支給額

0401 支給額

イ 通常助成

支給対象事業主が、0302の措置を講じた場合に支給する支給額は、雇い入れた支給対象者（支給申請日前に離職した者及び0302チを満たさない者を除く。ロにおいても同じ。）1人につき20万円とする。

ロ 成長要件加算

支給対象事業主のうちイに該当するものが、以下のいずれかの要件を満たす場合に支給する支給額は、イの額に加えて、雇い入れた支給対象者1人につき10万円を支給する。

(イ) 生産性等の向上

0207のローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「B」以上であ

ること。

(ロ) 給与等受給者一人当たりの平均受給額の上昇

支給申請日の属する年度から遡って直近2年度を比較し、給与等受給者一人当たりの平均受給額を5%以上上昇させていること。

0402 支給限度額等

中途採用拡大コースの支給額については、同一の雇用保険適用事業所につき一の年度（支給申請年月日を基準として、同年度4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）に支給対象者20人分を上限とする。

0500 中途採用計画届等の提出

0501 中途採用計画届等の提出期限

中途採用拡大コースを受給しようとする事業主は、中途採用計画を作成し、雇用保険適用事業所ごとに、0502の書類（以下「中途採用計画届等」という。）を、計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から計画期間の初日の前日まで（天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内）の間に、管轄労働局長に提出しなければならない。

ただし、計画期間の初日の前日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、翌開庁日を中途採用計画届等の提出期限とみなす。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）を経由して行うことができる。

0502 中途採用計画届等

中途採用計画の届出に必要な書類は次のイ～トのとおりである。

イ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届（様式第1号）（以下「中途採用計画（変更）届（様式第1号）」という。）（電子申請の場合は中途採用計画届）。以下同じ。）

ロ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給要件確認書（様式第3号）（以下「支給要件確認書（様式第3号）」という。）（電子申請の場合を除く。）

ハ （計画期間の初日の前日以前に対象中途採用者に適用される雇用管理制度が整備されている場合）次の(イ)、(ロ)の書類

(イ) 対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）

(ロ) 新規学卒者等に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）（対象中途採用者に適用される雇用管理制度と異なる雇用管理制度である場合に限る。）

ニ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）（以下「中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）」という。）（電子申請の場合を除く。）

ホ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）対象労働者一覧（以下「対象労働者一覧」という。）（電子申請の場合に限る。）

へ 中途採用により雇い入れられた者の割合が掲載されていることが確認出来る書類
(自社ホームページの該当ページの写し等) (常時雇用する労働者の数が300人以内の
事業主は除く。)

ト その他管轄労働局長が必要と認める書類

0503 中途採用計画届等の受理

イ 管轄労働局長は、中途採用計画届等が提出されたときは、提出された書類に記載漏れ
がないか、必要な資料が添付されているか等の形式的な不備のほか、0600の各事項につ
いて確認を行う。

ロ 中途採用計画届等の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定め
て、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、管轄労
働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主が期限までに
補正を行わない場合、「第1 共通要領」の0301ハの要件を満たさないものとみなし、
当該中途採用計画に係る助成金は支給しない。

ハ 管轄労働局長は、0600の各事項の確認後、0303及び0304の要件を満たすと判断した場
合は、中途採用計画(変更)届(様式第1号)に受理印を押印の上、受理番号を記入
し、その写しを送付又は手交(電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける計画
認定通知により通知)する。

ニ 管轄労働局長は、0600の確認後、0303及び0304の要件に該当しないと判断した場合
は、計画を受理できない旨をその理由とともに早期再就職支援等助成金(中途採用拡大
コース)中途採用計画(変更)届不受理通知書(様式第2号)(以下「中途採用計画届
不受理通知書(様式第2号)」という。)(電子申請の場合は雇用関係助成金ポータル
における計画届不認定通知)により事業主に通知するものとし、中途採用計画(変更)
届(様式第1号)の原本と併せて送付又は手交(電子申請の場合は除く。)するととも
に、中途採用計画届不受理通知書(様式第2号)及び中途採用計画(変更)届(様式第
1号)の写しを保管する。

ホ 0504イのとおり、中途採用計画の内容に変更が生じたときは、遅滞なく中途採用計画
(変更)届(様式第1号)(電子申請の場合は中途採用計画変更届)により届け出るよ
う指導する。

へ 管轄労働局長は、0600の各事項の確認後、0303及び0304の要件を満たすと判断した場
合は、支給台帳(様式第12号)に所要事項を速やかに記入するものとする。

0504 中途採用計画等の変更・取下げ

イ 事業主は、中途採用計画(変更)届(様式第1号)又は支給要件確認書(様式第3
号)に掲げる事項のうち、次の(イ)又は(ロ)の内容に変更が生じたときは、遅滞なく中途
採用計画(変更)届(様式第1号)(電子申請の場合は中途採用計画変更届)及び支給
要件確認書(様式第3号)(電子申請の場合は除く)、(イ)の場合はこれに加えて中途
採用率算定対象一覧(計画期間前)(様式第4号)(電子申請の場合は対象労働者一
覧。以下同じ。)により、その旨を管轄労働局長に届け出なければならない。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うこ
とができる。

ただし、中途採用計画期間の変更は認められない。

- (イ) 0304を満たす中途採用計画に係る中途採用計画届等の提出日以降、計画期間の初日の前日までの間に、新たに雇入れを行ったことにより中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）に記載すべき対象労働者に変更が生じた場合
- (ロ) 中途採用計画届等の提出時に提出した支給要件確認書（様式第3号）（電子申請の場合は中途採用計画届）において、計画期間中に整備することとしていた雇用管理制度、各種規程について追加が生じた場合又は整備しなくなった場合
- ロ 管轄労働局長は、記入事項について確認後不備がないと認められる場合には、中途採用計画（変更）届（様式第1号）に受理印を押印の上、その写しを送付又は手交（電子申請の場合は早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）計画変更認定通知により通知）し、計画の変更を受理した旨を事業主に通知する。
- ハ 事業主は、対象中途採用者の雇入れを行わなくなった場合、採用が見込まれないなど中途採用計画の実施が困難になった場合等により中途採用計画届等を取り下げる際には、やむを得ないと認められる場合を除き、0700の支給申請を行う前までに早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画取下げ届（様式第5号）（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータル）により管轄労働局長に届け出なければならない。
なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。
- ニ 管轄労働局長は、取下げを行う理由の確認を行った後、計画書の取下げを受理した旨を早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画取下げ届受理通知書（様式第6号）により事業主に通知する。（電子申請の場合は除く。）

0600 中途採用計画届等の確認

0601 支給対象事業主に該当することの確認

- イ 中途採用計画届等の提出日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画届等の提出日までの間に、事業主都合による解雇者がおらず、特定受給資格者となる理由による離職が一定以上いないことの確認（0303ハ・ニ関係）
中途採用計画（変更）届（様式第1号）の3欄及びハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。
- ロ 計画期間の初日の前日から起算して1年前の日において、雇用保険適用事業所であることの確認（0303ホ関係）
ハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。
- ハ 計画期間の初日の前日から起算して1年前の日から当該計画期間の初日の前日までの期間における0203により算定した中途採用率（期間前）が95%以下であることの確認（0302へ(イ)関係）
中途採用計画（変更）届（様式第1号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する（0302へ(ロ)に該当するものとして中途採用計画届等の提出があった場合を除く）。
ただし、計画期間の初日の前日より前に中途採用計画届等を提出する場合は、計画期間の初日の前日から起算して1年前の日から当該提出日までの期間について確認する。

なお、対象中途採用者は、ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により、雇用形態が「7」（その他）であり、取得原因が「2」（新規取得（その他））であること及び中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）の「④採用区分」欄の「中途採用者（B）」に○が付されていることを確認する。

また、雇用形態が「7」（その他）であり、取得原因が「2」（新規取得（その他））である場合であって、中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）の「④採用区分」欄の「新規学卒者等（A）」に○が付されている場合は、新規学卒者等であることを確認できる書類（雇用契約書、応募書類等）の提出を求め、確認する。

さらに、中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）に記載された算定対象者について、ハローワークシステム（助成金事務処理）における雇用形態が「3」（パートタイム）である者がいる場合は、雇用契約書の提出を求める等により確認する。

ニ 常時雇用する労働者の数の確認（0303へ関係）

常時雇用する労働者の数は、次の(イ)及び(ロ)により確認すること。

(イ) 中途採用計画（変更）届（様式第1号）に記載されている人数を確認すること。

(ロ) 常時雇用する労働者数が300人以内である場合には、事業主から企業全体の被保険者数を申告させ、次のa及びbにより処理すること。ただし、常時雇用する労働者数が300人を大幅に下回ることが明らかな場合は、この限りでない。

a 被保険者数について300人以内であることが確認される場合には、常時雇用する労働者数についての確認行為は要しないこと。この場合において、被保険者数についての確認は、「雇用保険適用事業所台帳」「雇用保険被保険者台帳」（他の公共職業安定所の管轄に係る部分については、「被保険者資格得喪の確認通知書」等の提示を求める。）、ハローワークシステム等により行うこと。

b 被保険者数が300人を超えるときは、被保険者数と常時雇用する労働者数との差について事業主に疎明を求め、その疎明された限度において、当該被保険者数から疎明のあった常時雇用する労働者に該当しない者の数を差し引いた人数により常時雇用する労働者数を判定すること。

ホ 中途採用の情報を公表する義務を履行している事業主であることの確認（常時雇用する労働者の数が300人以内の事業主は除く。）（0303へ関係）

ニにより確認した常時雇用する労働者数が300人を超えている場合は、中途採用に係る情報公表の義務の履行状況について、支給要件確認書（様式第3号）の2欄にて、以下の(イ)～(ロ)を確認する。

(イ) 公表手段

中途採用に係る情報公表を行う手段がインターネットの利用その他の方法であることを、2欄②及び0502への添付書類により確認すること。

(ロ) 中途採用率の公表の確認

2欄③及び0502への添付書類により確認すること。

- イ 対象中途採用者に係る雇用管理制度を整備するものであることの確認（0304イ関係）
対象中途採用者について、0204の雇用管理制度を整備するものであり、当該雇用管理制度（募集・採用を除く。）が新規学卒者等に適用される制度と同一のものであることについては、支給要件確認書（様式第3号）の1②及び1③欄（電子申請の場合は中途採用計画届）により確認する。
なお、当該職種で採用された新規学卒者等がいる場合であって、支給要件確認書（様式第3号）の1③欄（電子申請の場合は中途採用計画届）で「同じ雇用管理制度の適用を受ける新規学卒者等が在籍していない」が選択されている場合は、本要件を満たさないものとする。また、中途採用計画届等の提出時点前に対象中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合は、0502ハ、0802イについても併せて確認する。
- ロ 中途採用の拡大の取組に係る計画を策定していることの確認（0304ロ関係）
中途採用計画（変更）届（様式第1号）及び支給要件確認書（様式第3号）により確認する。
- ハ 同一の事業所における計画期間が重複していないかの確認（0304関係）
同一の事業所において、期間が重なる複数の中途採用計画を同時に提出していないことについて、支給台帳（様式第12号）により確認する。

0700 支給申請

0701 支給申請の期限

中途採用拡大コースを受給しようとする事業主は、雇用保険適用事業所ごとに、0702の書類を、計画期間の終了日の翌日から起算して6か月経過する日の翌日から2か月以内に管轄労働局長に提出しなければならない。

0702 支給申請書等

中途採用拡大コースの支給申請に必要な書類は次のイ～へのおりである。

ただし、0401口の成長要件加算を受けようとする場合については、次のイ～へに加え、トを提出するものとする。

- イ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給申請書（様式第7号）（以下「支給申請書（様式第7号）」という。）（電子申請の場合は支給申請書。以下同じ。）
- ロ 対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）（計画期間中に対象中途採用者の雇用管理制度を整備した場合に限る。）
- ハ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）（以下「中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）」という。）（電子申請の場合は対象労働者一覧。以下同じ。）
- ニ 0301の支給対象者ごとの次の書類
- (イ) 雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等、雇入れ日と期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇用されていることがわかる書類
- (ロ) 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給対象者雇用状況等申立書（様式第9号）（以下「雇用状況等申立書（様式第9号）」という。）

- (ハ) 支給対象者の雇入れ日から支給申請日までの間の、支給対象者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写し（支払い期日が到来していない月を除く。）

支給申請時点において、支給対象者の雇入れから最初に到来する賃金支払日以降6か月間の賃金のうち、賃金支払日が到達していない賃金がある場合には、賃金支払日が到達しているものであって、支払が完了した賃金のみが記載された賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写し並びに雇用状況等申立書（様式第9号）を、支給申請時に提出して差し支えないこととする。

この場合において、不足分の賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写し並びに雇用状況等申立書（様式第9号）は、賃金支払日が到達し、実際に支払いが完了した後、速やかに提出することとする。

- (ニ) 支給対象者について、雇入れ前に雇用されていた直近の事業所における離職前6か月間のうちいずれかの賃金支払日における毎月決まって支払われる賃金を確認する書類として、次のa～eまでのいずれかの書類を添付すること。（本人から同意があった場合に限る。）ただし、本人が提出に同意せず、いずれの書類も添付できない場合は、添付しないことも可能とする。

- a 再就職援助計画対象労働者証明書（労働施策総合推進法第24条第1項に基づく再就職援助計画に係る対象労働者に対して交付されるもの）

雇入れ前の賃金が記載されているものであること。

- b 給与明細等

雇入れ前に雇用されていた直近の事業所における離職前6か月間のうち連続する2か月間の給与明細等であること。

- c 退職時等の証明（労働基準法第22条第1項の請求に基づき交付されるもの）

雇入れ前の賃金が記載されているものであること。

また、退職時等の証明について、本人が雇入れ前事業所に対する請求を労働局又はハローワークに代理を希望した場合に限り、労働局又はハローワークが当該本人に代わって当該雇入れ前事業所へ請求することも可とし、当該請求により雇入れ前事業所から提出された退職時等の証明（賃金が記載されたものに限る。）を雇入れ前の賃金を確認する書類として扱って差し支えない。

- d 雇用保険被保険者離職票一2（雇用保険法施行規則第7条に基づき交付されるもの）

離職日の直近の完全月の賃金が記載されたものであること。

- e 雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則第17条の2に規定するもの）

雇入れ前の事業所における雇用保険受給資格者証であって、離職時賃金日額が記載されたものであること。

- ホ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）（電子申請の場合を除く。）

- ヘ その他管轄労働局長が必要と認める書類

- ト 次の(イ)又は(ロ)のいずれかの書類

- (イ) 0401ロ(イ)に該当する場合

ローカルベンチマークの財務分析結果を示す書類（写）及びローカルベンチマー

クの対象となった期間にかかる財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）

(ロ) 0401ロ(ロ)に該当する場合

労働保険確定保険料・一般拠出金申告書（写）（支給申請日の属する年度から遡って直近2年度分）

必要に応じて、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表（写）を添付することができる。

また、労働保険事務を労働保険事務組合に委託した事業主については、新たに本申告書を作成して提出すること（なお、本申告書は中途採用拡大コースの支給要件の確認に用いるのみであり、新たに作成した申告書について事前に管轄労働局労働保険徴収部門への提出は不要である。）。

0703 支給申請書の受理

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、次のイ～ハについて確認の上受理し、0800の各事項に留意して、これを審査するものとする。

- イ 支給申請期間内に提出されていること。
- ロ 所要の事項が記載されていること。
- ハ 所要の添付書類が添付されていること。

0800 支給要件の確認

0801 支給対象者に該当することの確認

0301イ～ホについては、以下により確認すること。

なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行うこと。

イ 中途採用者として雇い入れられた者であること（0301イ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により、「取得原因」が「2 新規（その他）」であること及び雇用状況等申立書（様式第9号）の（1）4欄により確認する。

ロ 一般被保険者等として雇い入れられた者であること（0301ロ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ハ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者であること（0301ハ関係）

雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により「雇用形態」が「7」（その他）であることを確認する。

ニ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣、請負又は委任により申請事業主の事業所において就労したことのない者であること（0301ニ関係）

雇用状況等申立書（様式第9号）の（2）1欄及びハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。

ホ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に雇用されていた事業主と申請事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にないことの確認(0301ホ関係)

雇用状況等申立書(様式第9号)の(2)2欄により確認する。

0802 支給対象措置に該当することの確認

支給対象事業主に該当する申請事業主が実施した措置が支給対象措置に該当していることについて、以下によって確認する。

なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、特に、当該事業主の過去における雇用の実績等から判断して支給対象者の雇用継続の確実性について問題があると認められるときは、慎重な審査を行うものとする。

イ 対象中途採用者に適用される雇用管理制度を整備していることの確認(0302イ関係)

対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類(採用規程、就業規則、賃金規程等)により確認する。

ロ 中途採用者の採用拡大に係る取組に係る計画を策定し、計画期間中に達成したことの確認(0302ロ関係)

支給申請書(様式第7号)により確認する。

ハ 中途採用計画届等を雇入れを行った事業所の所在地を管轄する管轄労働局長に提出していることの確認(0302ハ関係)(電子申請の場合を除く。)

支給申請書(様式第7号)の「2(1)中途採用計画受理番号」欄により確認する。

ニ 計画期間中に雇い入れた支給対象者を、支給決定日までに事業主都合により解雇等(退職勧奨を含む。)していないことの確認(0302ニ関係)

ハローワークシステム(助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ホ 中途採用率の確認(0302へ関係)

中途採用率算定対象一覧(計画期間)(様式第8号)及びハローワークシステム(助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

なお、中途採用率算定対象一覧(計画期間)(様式第8号)に記載された算定対象者について、ハローワークシステムにおける雇用形態が「3」(パートタイム)である者がいる場合は、雇用契約書の提出を求める等により確認する(支給対象者以外の者については、雇用契約書の提出を求めた上で確認する。)

へ 支給対象者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であることの確認(0302ト関係)

中途採用率算定対象一覧(計画期間)(様式第8号)及びハローワークシステム(助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ト 支給申請日時点で、支給対象者について雇入れ前に雇用されていた直近の事業所における離職前6か月間のうちいずれかの賃金支払日における毎月決まって支払われる賃金と雇入れ後に初めて到来する賃金支払日以降6か月間すべての月における毎月決まって支払われる賃金を比較して5%以上上昇していることの確認(0302チ関係)

支給申請書（様式第7号）、中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）、雇用状況等申立書（様式第9号）及び0702に定める書類により確認する。なお、0702に定める書類は次の(イ)及び(ロ)により確認する。また、0302チのただし書きに該当しないことについては、雇用状況等申立書（様式第9号）及び賃金台帳又はその写しにより確認の上、必要に応じて事業主からの事情聴取等により確認する。なお、雇用状況等申立書（様式第9号）の9欄及び10欄に記載された賃金が、0302チのまた書きにより算出した毎月決まって支払われる賃金である場合は次の(ハ)により確認する。

(イ) 雇入れ前の賃金

a 再就職援助計画対象労働者証明書

雇入れ前の賃金が記載されている場合、当該賃金を毎月決まって支払われる賃金とする。

b 給与明細等

雇入れ前事業所の離職前6か月間のうち連続する2か月間の給与明細等において、両月に計上されているものを毎月決まって支払われる賃金とする。なお、毎月決まって支払われないとみなされるもの（超過勤務手当、休日手当等）や明らかに労働と直接関わりがないもの（通勤手当、住居手当等）は除くこととする。

また、これらの期間では毎月決まって支払われる賃金が確認できない場合、基本的にはb以外の書類で確認することとし、本人の更なる同意があった場合に限り、当該期間に加えて追加で求めることも可とする。

c 退職時の証明

雇入れ前の賃金が記載されている場合、当該賃金を毎月決まって支払われる賃金とする。なお、毎月決まって支払われる賃金が確認できない場合、基本的にはc以外の書類で確認することとする。

d 雇用保険被保険者離職票—2

離職日の直近の完全月を毎月決まって支払われる賃金とする。なお、離職票交付時に賃金支払日が到来していなかった等の理由により、直近の完全月の金額が確定していない場合、当該月以前における直近の完全月の賃金を用いる。毎月決まって支払われる賃金が確認できない場合、基本的にはd以外の書類で確認することとする。

e 雇用保険受給資格者証

「離職時賃金日額」欄に記載された額に30を乗じて得られた額を毎月決まって支払われる賃金とする。なお、雇入れ前の事業所以外のものである場合、基本的にはe以外の書類で確認することとする。

(ロ) 雇入れ後の賃金

支給対象者について、雇入れ後に初めて到来する賃金支払日以降6か月間の各月に毎月決まって支払われる賃金を手当ごとに区分させた賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写しを確認すること。

(ハ) 0302チのまた書きにより算出した賃金の確認

0302チのまた書きの規定により算出された金額であることを、雇用状況等申立書（様式第9号）、支給申請日の属する年度の「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（平均賃金通達別添2）、「職業安定

業務統計による地域指数」(平均賃金通達別添3)により確認する。

0803 支給対象事業主に該当することの確認

申請事業主が、0303の支給対象事業主の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 支給対象者に対する賃金を支払期日を超えて、又は支給申請を行うまでに支払っていない事業主でないことの確認(0303イ関係)

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳又は船員報酬支払簿(その写しを含む。)により、支給申請時点において賃金が支払われていることを確認する。

支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、支給申請期間末日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

なお、支給申請期間に賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

ロ 中途採用計画を作成した事業所において必要書類を整備、保管していることの確認(0303ロ関係)

支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

ハ 中途採用計画届等の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業主都合による解雇者がおらず、特定受給資格者となる理由による離職が一定以上ないことの確認(0303ハ・ニ関係)

支給申請書(様式第7号)の6欄及びハローワークシステム(助成金事務処理)により確認する。

ニ 計画期間の初日の前日から起算して1年前の日において、雇用保険適用事業所であることの確認(0303ホ関係)

ハローワークシステム(雇用保険事務処理)により確認する。

ホ 常時雇用する労働者の数の確認(0303へ関係)

常時雇用する労働者の数は、次の(イ)及び(ロ)により確認すること。

(イ) 中途採用計画(変更)届(様式第1号)に記載されている人数を確認すること。

(ロ) 常時雇用する労働者数が300人以内である場合には、事業主から企業全体の被保険者数を申告させ、次のa及びbにより処理すること。ただし、常時雇用する労働者数が300人を大幅に下回ることが明らかな場合は、この限りでない。

a 被保険者数について300人以内であることが確認される場合には、常時雇用する労働者数についての確認行為は要しないこと。この場合において、被保険者数についての確認は、「雇用保険適用事業所台帳」「雇用保険被保険者台帳」(他の公共職業安定所の管轄に係る部分については、「被保険者資格得喪の確認通知書」等の提示を求める。)、ハローワークシステム等により行うこと。

b 被保険者数が300人を超えるときは、被保険者数と常時雇用する労働者数との差について事業主に疎明を求め、その疎明された限度において、当該被保険者数から疎明のあった常時雇用する労働者に該当しない者の数を差し引いた人数によ

り常時雇用する労働者数を判定すること。

へ 中途採用の情報を公表する義務を履行している事業主であることの確認（常時雇用する労働者の数が300人以内の事業主は除く。）（0303へ関係）

ホにより確認した常時雇用する労働者数が300人を超えている場合は、中途採用に係る情報公表の義務の履行状況について、支給要件確認書（様式第3号）の2欄にて、以下の(イ)、(ロ)を確認する。

(イ) 公表手段

中途採用に係る情報公表を行う手段がインターネットの利用その他の方法であることを、2欄②及び0502への添付書類により確認すること。

(ロ) 中途採用率の公表の確認

2欄③及び0502への添付書類により確認すること。

ト 支給対象事業主が0401口の成長要件加算に該当していることの確認（0401口関係）

支給申請書（様式第7号）の3欄及び添付資料により、次の(イ)、(ロ)のいずれかに該当することを確認する。

(イ) 0207のローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「B」以上であること。

ローカルベンチマークの対象となった期間にかかる財務諸表（貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書等）により「入力シート」の財務分析用入力情報の内容を確認すること。

(ロ) 支給申請日の属する年度から遡って直近2年度を比較し、給与等受給者一人当たりの平均受給額を5%以上上昇させていること。

労働保険確定保険料・一般拠出金申告書等により、雇用保険被保険者数及び確定保険料の算定基礎額（雇用保険分）を確認すること。なお、労働保険事務組合に委託した等の事情により、提出された書類に受理印等が確認できなかった場合は、当該書類の内容が認定された書類と同一であるか確認すること。

0900 支給決定

0901 支給決定通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0600により支給・不支給を決定したときは、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給（不支給）決定通知書（様式第10号）（電子申請の場合は「支給決定通知書」又は「不支給決定通知書」）により申請事業主に通知すること。

0902 支給決定取消通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0800により支給の取消しを行ったときは、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給決定取消及び返還通知書（様式第11号）（電子申請の場合は「支給決定取消及び返還通知書」）により申請事業主に通知すること。

0903 支給決定台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その決定又は取消し後、支給台帳（様式第12号）に所要事項を記載するとともに、支給申請書

(正本)、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

1000 委任

1001 公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0503及び0600～0900に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する安定所長に行わせることができることとする。

1100 附則

1101 施行期日

イ 本要領は、平成31年4月1日から施行する。

ロ 令和元年9月27日付け職発0927第1号、雇均発0927第1号、開発0927第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年10月1日から施行する。

ハ 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。

ニ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。

なお、当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 助成金別要領 3(1) 中途採用拡大コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

ホ 令和3年3月31日付け職発0331第25号・雇均発0331第5号・開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。

ヘ 令和4年3月31日付け職発0331第55号・雇均発0331第12号・開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年4月1日から施行する。

ト 令和4年7月21日付け職発0721第15号、雇均発0721第3号、開発0721第5号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」は令和4年8月1日から施行する。

チ 令和4年12月2日付け職発1202第1号、雇均発1202第1号、開発1202第5号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年12月2日から施行する。

リ 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和5年4月1日から施行する。

ヌ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和5年6月26日から施行する。

ル 令和6年3月29日付け職発0329第8号、雇均発0329第7号、開発0329第4号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和6年4月1日から施行する。

ヲ 令和7年4月1日付け職発0401第6号、雇均発0401第34号、開発0401第7号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和7年4月1日から施行する。

ワ 令和8年4月8日付け職発0408第3号、雇均発0408第1号、開発0408第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和8年4月8日から施行する。

1102 経過措置

- イ 令和元年10月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- ロ 令和2年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- ハ 令和3年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- ニ 令和4年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- ホ 令和4年12月2日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 令和5年6月26日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。ただし、0302aニ及び0303aニの規定については、施行日以降の支給決定から適用する。
- ト 令和6年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- チ 令和7年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- リ 令和8年4月8日より前に提出された中途採用計画に係る早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

- 様式第1号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届
- 様式第2号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届不受理通知書
- 様式第3号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給要件確認書
- 様式第4号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）
- 様式第5号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画取下げ届
- 様式第6号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画取下げ届受理通知書
- 様式第7号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給申請書
- 様式第8号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間）
- 様式第9号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給対象者雇用状況等申立書
- 様式第10号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給（不支給）決定通知書
- 様式第11号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給決定取消及び返還通知書
- 様式第12号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給台帳